

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原 健一

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年12月20日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

下水道施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成25年7月23日午前11時25分頃

2 事故発生の場所

つくば市下広岡670番地31地先の市道4-3564号線

3 相手方

(1) 住所 水戸市

(2) 氏名

4 事故の概要

マンホールの蓋と路面との段差により、市道を走行中の相手方車両を破損させた。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金153,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。